

平成28年度 第1回 富士見市都市計画審議会 会議録

| | | | | | | | | |
|--------------|--|----|------|-----------------|------|---------|------------|------|
| 会議日時 | 平成28年5月26日(木) | | | | | 開会 午後2時 | 閉会 午後3時45分 | |
| 会議場所 | 市長公室 | | 出席者数 | 委員定数14名中 出席者13名 | | | | |
| 出席者 | 委員 | 1号 | 会長 | 木内芳弘 | | 2号 | 委員 | 田中栄志 |
| | | | 委員 | 田中正伸 | | | 委員 | 加藤清 |
| | | | 委員 | 渋谷貞男 | | | 委員 | 金子勝 |
| | | | 委員 | 柳田政男 | | | 職務代理 | 川畑勝弘 |
| | | 2号 | 委員 | 栗原昭 | | 委員 | 梅田昌照 | |
| | | | 委員 | 中澤佳珠代 | | 委員 | 世羅陽一郎 | |
| | | | 委員 | | | 委員 | 田中聰行 | |
| | 臨時委員 | なし | | 参考人 | なし | | | |
| 幹事 | 細田幸雄 | | | | | | | |
| 事務局職員及び説明担当員 | 【事務局職員(まちづくり推進部)】 忍田副部長、中村課長、高橋副課長、室本主事、飛田和主事 | | | | | | | |
| 欠席委員 | 千種秀信 | | | | | | | |
| 議長 | 木内芳弘 | | | 担当書記 | 室本翔平 | | | |
| | | | | | | | | |

| 会 議 事 項 | |
|--|-------|
| 1 開 会 | 細田 幹事 |
| 2 会長あいさつ | 木内 会長 |
| 3 市長あいさつ | 星野 市長 |
| <p>富士見市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長にあたる。</p> <p>委員の出席状況報告。委員14名中12名が出席により、富士見市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立。なお、中澤委員所用により遅れて出席。</p> <p>富士見市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱い要領に基づく傍聴者は、0名であることを報告。</p> | |
| 4 会議録署名委員の選出 | |
| <p>富士見市都市計画審議会条例施行規則第8条第2項の規定により、会長が会議録署名委員に「田中正伸委員」と「川畑勝弘委員」を指名。</p> <p>また、本会議は原則公開であることが会長から述べられ、会議の公開について審査を行ったところ、非公開とする案件「なし」で進行することを了承。</p> <p style="text-align: center;">(中澤委員が出席し、委員14名中13名が出席)</p> | |
| 5 報告事項 | |
| <p>前回（3月29日）の事前説明であった、県への確認事項について、確認結果を次の通り報告。</p> <p>確認事項：旧整開保では「地球環境への対応に関する方針」について記述があるが、新整開保で記述がなくなっている理由は何か。</p> <p>回答：地球環境への配慮は「市街地において特に配慮すべき土地利用の方針」の中だけ</p> | |

| 会 議 事 項 |
|--|
| <p>で実施していく項目ではないため、整開保の中の1項目として記載を行うことが適切ではないと判断した。分野により配慮の形が様々となるが、特に都市計画の分野では低炭素型まちづくりがそれに該当するため、新整開保 P2(2)当該都市計画区域の都市づくり基本理念で記載されている低炭素社会へ記載を移したことになる。</p> |
| <p>確認事項：フレームの考え方について、新整開保の「産業の規模」の総生産額の考え方は、旧整開保の「産業の規模」の製造品出荷額、商品販売額とどう違うのか。それぞれの数字が具体的に何を指しているのか伺いたい。</p> |
| <p>回答：産出額から総生産額へ指標を変えた理由として、産出額は単純な売上額となるが、総生産額に変えて企業の実際の利益を見ることによって、より現実味のある動向予想が行えるようになった。</p> |
| <p>確認事項：産業フレームの商業の規模について、平成14年から23年の実績値からの回帰分析と伺ったが、直近のデータで使えるものはなかったのか、なぜその年次のデータを使ったのかを伺いたい。</p> |
| <p>回答：今回の整開保は平成26年度から見直し作業を開始しており、その際の最新データが、平成23年であった。平成23年の10年前から回帰分析を行うため、平成14年から23年が基準となった。使用データは「市町村民経済計算」の「経済活動別県内総生産（実績値）」を使用している。（現在公表されている最新版は平成25年版）</p> |
| <p>確認事項：商業地の項目について、旧整開保は「都市のにぎわいを形成するため」と理由が明確に記載されているが、新整開保では省かれている。省いた明確な理由があれば伺いたい。</p> |
| <p>回答：前提として、県下すべての市町村の記載文言が同一。その上で商業地の文言の「都市のにぎわいを形成するため」という文言が削除された理由は、新整開保に新たに記載されている「交通ネットワークの形成との関係を考慮し配置する」という文言から重点がコンパクトシティにおかれている。都市のにぎわいだけでなくコンパクトシティにも重点が置かれていることから、新整開保のような記載となった。ただし、「都市のにぎわいを形成するため」という考え方が消えたわけではなく、隠れている。</p> |
| <p>確認事項：緑地に関するネットワークの「核」「形成軸」について、荒川や新河岸川が</p> |

会 議 事 項

「核」とされているが、河川は「形成軸」ではないのか。

回答：埼玉県広域緑地計画における「核」「形成軸」の考え方を定義としており、大きな河川は「核」として考え、そうでないものは「形成軸」としている。

確認事項：＜自然環境の保全＞の項目について、河川は元々保全され続けているものであるから、河川を保全するという表現はおかしいのではないのか。民地が混ざっているのなら保全についてうたうのも不自然ではないが、河川区域すべてが公有地ならば記載する必要はないのではないのか。

回答：河川区域内に民地がある河川もあります。また、河川について、以前はコンクリート三面張りの河川整備などが行われていた時代があったが、現在は多自然川づくりが求められている。そういった観点からも河川の保全に関する記載は必要と考えている。

確認事項：新整開保 P4 の区域区分の方針の各表の下部に記載されているなお書き部分について、保留フレームを含まない旨の記載は最初にまとめて書いておいたほうがわかりやすいのではないのか。

回答：保留フレームについて、県南以外は保留フレームが存在しない。そのため、最初にまとめて書くと不自然であり、表現の統一の観点から適さないため表の下部に記載。

質疑応答

委員：資料1の4ページの産業の規模について、総生産額（製造業＋物流業）と総生産額（卸売業＋小売業）の伸び率が違う理由は何か。

担当：埼玉県では物流業が伸びているため、総生産額（製造業＋物流業）が上がっている。総生産額（卸売業＋小売業）については、少子高齢化等の社会情勢の変化を反映して下がっている。

委員：総生産額は原価を意味するのではないのか。

担当：ここでいう総生産額は付加価値（利益）を意味する。

委員：国民総生産の考えに近いということか。

担当：その通りである。

委員：砂川掘・江川は下水路か。

| 会 議 事 項 |
|--|
| 担当：砂川掘は雨水幹線、江川は準用河川である。 |
| 委員：前回資料2－3「観光・交流拠点」について、難波田城・水子貝塚公園等を「観光・交流拠点」として、横の連携を持って考えてもらいたい。 |
| 担当：整開保は埼玉県全体の計画であるから、市の施策の中で検討する。 |
| 委員：資料1の5ページの主要用途の配置の方針について、商業地についても配置の方針が記載されているにも関わらず、4ページの産業の規模の総生産額（卸売業＋小売業）が下がっていることについての整合性を説明してもらいたい。 |
| 担当：主要用途の配置の方針については、基本的な考え方を示している。商業の伸びについては、読めない部分がある。総生産額（卸売業＋小売業）については、少子高齢化により人口が増えない中で商業を活性化していくのは難しい、との県の考えにより下がっている。 |
| |
| 6 議 事 |
| (1) 諮問 |
| ①富士見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（県決定） |
| ②富士見都市計画 区域区分の変更（県決定） |
| |
| 関連性があるため、一括して事務局から別添資料により概要について説明。 |
| 変更に係る都市計画法第17条に基づく案の縦覧は、4月12日から4月26日までの間行い、縦覧者「0名」・意見書提出者「0名」と報告。 |
| |
| 質疑応答 |
| 委員：平成22年から平成37年の15年間の計画で3年間隔程度のタイムスケジュールはあるか。設定期間と見直し期間を教えてください。 |
| また、市のまちづくりの方針がわからないため、市民に周知する工夫をした方がいいのではないか。 |
| 担当：平成23年の基礎調査（基準年平成22年）を基準に平成28年からおおむね20 |

会 議 事 項

年後の都市像を展望している。区域区分については実際の作業期間は26年から10年である。どちらも県から明確なスケジュールは出していない。市ごとの土地利用に関しては計画が具体的になった時点で県と協議する。線引きには時間がかかり、都市計画部署以外との協議があるので、明確な作業スケジュールは公表できない。

また、市のまちづくりの方針については、富士見市総合計画やマスタープランにおいて、まちづくりの進め方を記述している。市民に公表する場合、曖昧な情報は出せないため、市として作業的な目標ができ、公表すべき時期が来れば積極的に市民に情報提供を行う。

委員：資料2別紙の都市計画区域内人口について、各都市計画区域の人口増減についての県の考えを教えて欲しい。富士見市は人口が増えているにも関わらず、目標年の富士見都市計画区域内人口は減っている理由は何か。

担当：県全体の人口は下がる方針となっている。市町村の人口推計とは異なる実態がある。県も国の考えに基づいて数値を決めている。

委員：実態に基づいた新鮮な議論ができるように変えていく提言をしていく必要がある。

担当：埼玉県の一元的な考えであり変えるのは難しいが、富士見市総合計画や富士見市キラリと輝く創生総合戦略で実態に基づいた計画をしている。

委員：実態の数値との違いは、市の施策・計画で補完していくということか。

担当：その通りである。

以上の質疑を経て、採決を行う。

「富士見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（県決定）」について、挙手により賛否を諮ったところ、挙手全員で原案のとおり「賛成」することに決定。

「富士見都市計画 区域区分の変更（県決定）」について、挙手により賛否を諮ったところ、挙手全員で原案のとおり「賛成」することに決定。

7 閉 会 新井 幹事